

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）が令和 6 年 5 月 3 1 日に公布され、子の看護休暇の取得事由の拡大等がされたことに伴い、本組合職員についても同様に休暇の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

子の看護休暇の取得事由を拡大し、子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等を追加する。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、構成市においても同様の条例の改正を行う見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

令和 6 年 5 月 3 1 日付総行公第 3 7 号、こ総政第 1 4 0 号、基法発 0 5 3 1 第 1 号による総務省自治行政局公務員部公務員課長、こども家庭庁長官官房少子化対策室長、厚生労働省労働基準局労働関係法課長通知

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表